

国立大学法人京都大学教職員給与規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(住居手当)</p> <p>第17条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する教職員に支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第19条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給されている教職員で配偶者が居住するための住宅(大学から宿舍を貸与されている教職員又は国家公務員宿舍法第13条の規定による有料宿舍を貸与され、使用料を支払っている教職員その他別に定める教職員を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの</p> <p>2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に定める額(当該各号のいずれにも該当する教職員にあっては、当該各号に定める額の合計額)とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる教職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)</p> <p>(中 略)</p> <p>(単身赴任手当)</p> <p>第19条 採用(平成18年4月1日以降の採用に限る。)及び勤務場所を異にする異動(以下「採用等」という。)又は在勤する施設等の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該採用等又は施設等の移転の直前の住居から当該採用等又は施設等の移転の直後に在勤する施設等に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員には、<u>採用等の日から3年以内の期間、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りではない。</u></p> <p>2 単身赴任手当の月額は、30,000円(別に定めるところにより算定した教職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下「交通距離」という。)が別に定める距離以上である教職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額)とする。</p>	<p>(住居手当)</p> <p>第17条</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(同 左)</p> <p>2</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(単身赴任手当)</p> <p>第19条 採用(平成18年4月1日以降の採用に限る。<u>以下この項において同じ。</u>)若しくは勤務場所を異にする異動(以下「採用等」という。)又は在勤する施設等の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居すること(以下「<u>単身赴任</u>」という。)となった教職員で、当該採用等又は施設等の移転の直前の住居から当該採用等又は施設等の移転の直後に在勤する施設等に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員には、<u>単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りではない。また、採用に伴い単身赴任となった場合の単身赴任手当の支給は、採用の日から3年以内に限る。</u></p> <p>2 (同 左)</p>

改 正 前	改 正 後
3 第1項の規定による単身赴任手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。 (後 略)	3 (同 左) 附 則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。